

茨木市農業活動支援給付金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、世界的な穀物需要の増加や円安、輸送料の上昇等の影響による肥料価格高騰により影響を受ける市内農業者を支援することを目的とし、茨木市農業活動支援給付金を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2 給付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、販売のみを行う事業者を除く。

- (1) 本市に耕作している農地があり、本市が認定した国版認定農業者
- (2) 本市に耕作している農地があり、大阪府が認定した大阪版認定農業者
- (3) 本市が認定した認定新規就農者
- (4) 本市で耕作している準農家
- (5) 学校給食用に茨木市農業協同組合（以下「JA」という。）に米を販売する農業者

(給付額)

第3 給付額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2第1号若しくは第2号に該当する者又は第3号に該当する者（令和4年1月1日から同年12月31日までの農作物の売上金額（以下「売上金額」という。））に交付する給付金 次のアからカまでに掲げる売上金額の区分に応じ、当該アからカまでに定める額。ただし、第2第5号に該当する者にあつては、当該アからカまでに定める額から第4号に掲げる給付金の額を控除して得た額とする。
 - ア 売上金額が500,000円未満の場合 10,000円
 - イ 売上金額が500,000円以上1,000,000円未満の場合 15,000円
 - ウ 売上金額が1,000,000円以上3,000,000円未満の場合 40,000円
 - エ 売上金額が3,000,000円以上5,000,000円未満の場合 75,000円
 - オ 売上金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の場合 140,000円
 - カ 売上金額が10,000,000円以上 370,000円
- (2) 第2第3号に該当する者で売上金額が500,000円未満の者に交付する給付金 15,000円。ただし、第2第5号に該当する者にあつては、15,000円から第4号に掲げる給付金の額を控除して得た額とする。
- (3) 第2第4号に該当する者に交付する給付金 10,000円。ただし、第2第5号に該当する者にあつては、10,000円から第4号に掲げる給付金の額を控除して得た額とする。
- (4) 第2第5号に該当する者に交付する給付金 令和5年10月1日から同年11月30

日までの間において学校給食用に J A に販売した 30 キログラム入りの米 1 袋当たり 90 円

(給付金の支給方法)

第 4 第 3 第 4 号に掲げる給付金の支給は、J A が給付対象者に同号に定める給付金の額に相当する額を支払い、市長が当該額の給付金を J A に支給する方法により行う。

(給付金の申請)

第 5 第 3 第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる給付金の支給を受けようとする者は、茨木市農業活動支援給付金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に、市長が必要と認める書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び給付金の支払)

第 6 市長は、第 5 の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるものについて、交付を決定するものとする。

2 給付金の決定通知は、指定された金融機関の口座への振り込みをもって代えるものとする。

(J A の請求及び支払い)

第 7 J A は、第 4 の規定により第 3 第 4 号に掲げる給付金の額に相当する額を支払ったときは、茨木市農業活動支援給付金交付申請書兼請求書(様式第 2 号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受け付け、審査の上、適正と認めたときは、J A に速やかに支払うものとする。

(立入検査)

第 8 市長は、給付金の執行の適正を期し、給付事業の円滑な推進を図るため、その職員に、事務所等に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類等を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(給付の取消し等)

第 9 市長は、給付金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により給付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年9月4日から実施する。

様式第1号(第5関係)

年 月 日

(申請先) 茨木市長

住 所
氏 名
連絡先

茨木市農業活動支援給付金交付申請書兼請求書

茨木市農業活動支援給付金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請し、及び請求します。

交付申請兼請求額 円

(添付書類)

1. 国及び大阪版認定農業者、認定新規就農者
 - ①令和4年確定申告書の写し、及び青色申告決算書、又は収支内訳書（白色申告）の写し
※税務署等の収受印があることが必須
 - ②振込先口座の通帳のオモテ面及び通帳を開いた1・2ページ目の写し
2. 本市で耕作している準農家
 - ①本人確認書類（運転免許証、パスポート等）の写し
 - ②振込先口座の通帳のオモテ面及び通帳を開いた1・2ページ目の写し

様式第2号（第7関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所
氏 名
連絡先

茨木市農業活動支援給付金交付申請書兼請求書

茨木市農業活動支援給付金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請し、及び請求します。

交付申請兼請求額

円